

亀山市定年退職者等の暫定再任用に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第7号

## 亀山市定年退職者等の暫定再任用に関する規則

### (総則)

第1条 この規則は、亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年亀山市条例第31号。以下「令和4年定年整備条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項に規定する者（次条第2項及び第4条において「定年退職者等」という。）の暫定再任用（令和4年定年整備条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (暫定再任用の原則)

第2条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

### (暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第3条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用をされた場合の給与

- (4) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項  
(暫定再任用の選考に用いる情報)

第4条 令和4年定年整備条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項  
(人事異動通知書の交付)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用をされた職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により暫定再任用をされた職員が当然に退職する場合

2 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用をされた職員のうち、令和4年定年整備条例附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）となった場合には、当該職員の1週間当たりの勤務時間を人事異動通知書に明示するものとする。

(報告)

第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況
- (2) 前年度における暫定再任用をされた職員の任期の更新の状況

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。